

地域における虐待の防止、早期発見・対応		評価	改善の方向性
1	障がい(児)やその家族、地域住民等に対し、虐待の防止に関する普及・啓発を実施している。	○	
2	家族、地域関係者との連携と情報交換を積極的に行い、虐待の可能性のある事案の観察や早期発見に努めている。	○	
3	地域における虐待防止において、障害福祉サービス事業者(施設)などの事業者間の連携を図っている。	○	
4	地域における虐待防止について、相談支援事業者、地域自立支援協議会や、行政機関と連携・協力(意見交換を含む)をしている。	○	
5	虐待事案のみならず、福祉サービスの利用者等を含め、相談窓口を設置及び広報し地域住民の相談を受けている。	×	広報による宣伝や地域の方からの相談受付は実施しておりません。
6	地域の障害者が虐待を受けた場合の積極的な受入れを行っている。(市町村からの依頼があった場合)	○	
7	虐待を受けた障害児の受け入れとその支援に関するマニュアル等を一般のマニュアル等とは別に作成している(虐待を受けた障害者・児への支援)	×	利用者以外からの児童受入れに関しては利用者のプライバシーを守る観点から困難と考えております。
8	虐待事案の疑いがある場合、もしくは発見した場合の相談支援事業者や行政機関等への連絡(通報)について手順等が具体的に文章化している。	○	
9	虐待事案の疑いがある場合もしくは、発見した場合に直接訪問する等の対応を行う努力をしている。	×	希望が無い場合のご家庭への訪問は控えており、市役所等外部機関との連携に努めております。
10	虐待事案の疑いがある場合もしくは、発見した場合に、施設及び事業所として迅速かつ一元的な対応が可能となる体制を事前に定めている。	○	